



筑後川遠望 高島 野十郎

出典：青木繁・坂本繁二郎生誕 120 周年記念 筑後洋画の系譜（石橋美術館）

## 第7章 屋外広告物の景観形成方針

屋外広告物の景観形成の基本的な考え方を示します。

## 第7章 屋外広告物の景観形成方針

(景観法第8条第2項第4号イ関連)

### 1. 基本的な考え方

屋外広告物は、様々な情報を提供し、経済活動を活発化させ、まちに活気をもたらしますが、経済活動のみを優先し、無秩序に掲出すると、景観を阻害する要因となってしまいます。

今後、経済活動と調和した、良好な景観形成を進めていくために、屋外広告物の掲出にあたっては、優れた自然・田園景観や住環境の保全、商業地の賑わいの演出など、周辺環境に調和した屋外広告物の誘導を推進します。

#### 【基本的な考え方】

- ①連続する良好な景観を保全・創出するため、筑後川、幹線道路、鉄道沿いの屋外広告物の規制・誘導を行います。
- ②市の玄関口である中心市街地において、品格ある景観を創出するために、屋外広告物の規制・誘導を行います。

### 2. 景観形成方針

屋外広告物を掲出する場所の景観特性を踏まえ、周囲との調和やまちの魅力を向上させるような屋外広告物の掲出を誘導するために、景観形成方針を定めます。

#### 【景観形成方針】

- ①自然地（耳納連山山辺地域、東部田園地域、西部田園地域）では、屋外広告物の掲出数を出来るだけ減らすように配慮すること。掲出する場合は、自然地との調和するよう大きさや色彩等に配慮すること。
- ②周辺市街地では、落ち着きある緑豊かな生活環境の形成を図るため、屋外広告物の大きさ、色彩等に配慮すること。特に、市街地の筑後川堤防沿いについては、景観への影響の大きい大型の広告物について、大きさ、色彩等の配慮をすること
- ③中心市街地では、賑わいと品格を演出するために、大きさ、色彩等の配慮をすること。特に歩行空間に配慮した屋外広告物の設置に配慮すること。



篠山城址の桜（1930） 松田諦晶

出典：青木繁・坂本繁二郎生誕 120 周年記念 筑後洋画の系譜（石橋美術館）

## 第8章 景観形成推進事業

効果的に景観形成を進めていくための戦略的な事業を示します。

## 第8章 景観形成推進事業

久留米らしい景観形成を推進していくために、景観形成推進事業を設定し、良好な景観形成の推進に取り組みます。景観形成推進事業は、市内部及び関係行政機関との連携を図り、事業の推進を図ります。

### 1. 景観重点地区策定事業

#### (1) 景観重点地区の考え方

景観計画区域の中でも本市の有する景観特性が象徴的に現れ、地区特性を活かした良好な景観の形成を図る必要がある地区については、景観形成上重要な地区として景観重点地区に指定し、本市の景観形成の推進を行います。

景観重点地区は以下の指定方針に基づき、地元との協議を踏まえ定めていきます。

#### □指定方針

- ①本市の景観形成上、重要な景観資源と一体的に景観形成を推進する必要がある地区
- ②地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地区
- ③新規の公共事業や公共施設の改修などとあわせて、一体的な景観形成の取り組みが期待できる地区。
- ④その他、良好な自然の保全、歴史・文化の継承、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地区

### 2. 視点場整備事業

自然や歴史・文化、都市の様々な景観資源への眺望や画家等の描いた絵になる風景の場所に配慮した視点場の整備を行い、本市の景観形成の推進を行います。視点場の整備においては、既存の視点場の再整備、筑後川沿いなどの新規の視点場の整備、アクセス道路や駐車場等の整備が考えられます。

また、視点場の整備に合わせ、本市の景観を形成している多様な景観資源における歴史や文化を発見・共有するために、景観を構成する場所、建造物、樹木等の歴史などがわかる説明版を整備します。



視点場整備イメージ（仙台市）



絵画の視点場整備イメージ（ドレスデン）

### 3. くるめシンボルロード整備事業



JR 久留米駅から西鉄久留米駅までの通りは、本市の中心部を横断し、多くの市民や観光客が往来する本市のシンボルとなる通りであります。そのため、この通りをくるめシンボルロードとして、景観重要公共施設に指定し、街路樹などの公共施設整備や賑わいを演出するためにオープンスペースの活用などを行い、本市の景観形成の推進を行います。



くるめシンボルロード（明治通り）